# 教育に関する事務の点検及び評価報告書 (平成 26 年度・実施施策)

平成 27 年 11 月

久御山町教育委員会

### 1 はじめに

地方公共団体は、人口減少(少子化)や超高齢化の急速な進行、景気低迷による 税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとし た「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな 情勢の変化による対応が求められています。

こうした社会情勢にあって、本町では平成19年9月に市町村合併については、 当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤 の構築を図っていくこととしたところです。

また、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があることから、平成18年3月に策定した「久御山町第3次行政改革大綱」並びに「久御山町集中改革プラン」に改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理・廃止・統合をおこなっていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げ、平成19年度から取り組みを進めています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では予算編成 (Plan) を重視し、事業実施 (Do) 後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を Plan (計画・予算) -Do (実施) -Check (評価) -Action (改善) の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする「PDCAサイクル」という考え方があります。

行政評価の取り組みは、これまでのPlan-Do 偏重の行財政運営からCheck と Action の機能をより充実させ次のPlan に結びつける、行財政運営システムを改革 するための取り組みです。

### 2 教育委員会の点検・評価について

先述の取り組みの中、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、平成20年4月1日から施行され たことに伴い、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況に ついて点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出 するとともに公表し、また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経 験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

このような中、平成20年度から必要となった教育委員会の調査及び評価については、久御山町第4次総合計画の施策体系に基づき、中長期的な視点で、『進捗状況は順調か』、『施策を実現するための最適な手段や手法が行なわれているか』を教育委員会で分析・評価点検を行い、次頁からの「施策評価シート」を作成しました。

### 3 評価の項目 ~施策評価~

- (1)基本的な項目
  - ①総合計画上の位置付け
  - ②成果目的、施策の実施期間
  - ③総合計画策定時の課題(目標設定の背景)
  - ④現在までの社会情勢・法制度の変化
  - ⑤主な事務事業の取組み内容
  - ⑥施策の指標等(年度別成果指標実績値・計画値、事業費)

### (2)分析項目

- ①成果目的の達成度
- ②成果目的の達成されている理由、達成されていない理由は
- ③事務事業の構成・内容の妥当性
- ④事務事業の事業費・事業効果の妥当性、見直しの必要性の理由は
- ⑤最適手段の分析(施策の方向性に対する事務事業の取組方針)
- ⑥今後発生が予測される課題(法制度・社会情勢の変化)
- ⑦施策の方向性(今後の課題への対策や方針)

### 4 外部評価(指導及び助言)

教育委員会の意思決定や事務事業の取り組みが施策を達成するという視点から 客観的にみて適正であったか、また、今後はどのように取り組むべきか、教育委員 会が点検及び評価を行った事項について、指導及び助言をお願いしました。

- ○施策の進捗状況を評価
- ○施策の進捗状況は妥当か
- ○施策を構成する事務事業の取組み経過は妥当か
- ○財政的制約や人員配置の制約を踏まえた施策や事務事業の優先順位は
- ○特に拡充や縮小、終了すべき施策や事務事業の根拠は何か

5 施策の点検及び評価の結果

### 平成26年度 久御山町教育委員会 施策·事務事業一覧表

総合詞	計画	施策名	施策 成果目的	事務事業名
				幼保一体的運営事業
				幼稚園施設整備事業
				保育所施設整備事業
1 ###	<del>. */ *</del>	    就学前教育の充実	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教	幼稚園施設維持管理事業
1 就学前	] 叙 目	M子削教育の元美   	育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。	保育所施設維持管理事業
				幼稚園運営事業
				保育所運営事業
				保育所給食運営事業
				学び推進事業
			ー 中学3年生の希望進路の実現 を目指すとともに、自尊心・自律	久御山学園推進事業
2 学校教	2 学校教育	学力の充実・向上	心を持ち、自ら未来を切り開く生徒、生きる力の基となる学力や 人権感覚、健康と体力を備えた 生徒の育成を目指す。	学力向上対策事業
				学力向上対策事業(小学校の専 科教員の配置)
				学校図書館事業
		教育内容の充実	国際社会に生きる人材育成や 高度情報化社会に対応した情	国際理解教育推進事業
3 学校教	· 本		報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人ひとりが自立し社会参	学校情報教育環境整備事業
3 子似的	(月			特別支援教育推進事業
			加できる資質づくりや能力を育 てる。	教育相談事業
				学校施設維持管理事業
				学校施設整備事業
				教材整備事業
			安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や教材備品の	交通指導員・パトロール員配置事 業
4 学校教	育	 教育施設•環境の整備 	充実に努めるとともに、児童生 徒の登下校時の安全を確保す	学校運営補助事業
			るため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。	学校運営補助事業(芝生化)
				学校運営補助事業(中学校給食 等の導入)
				学校給食運営事業
				中学校給食実施事業

	5 学校教育	学校・家庭・地域が連携	学校・家庭・地域が連携し、開	部活動支援事業	
ľ	2 子仪叙目		の江州ルナ図で	学校運営協議会事業	

6	青少年育成	青少年の健全育成	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。	社会教育団体(青少年育成等) 補助事業 子ども居場所づくり事業
				ふれあい交流館運営事業
				生涯学習推進事業
			「生涯学習推進計画」に基づく、 生涯学習の推進体制の充実や	成人式実施事業
7	社会教育	生涯学習の推進	活動支援、指導者等の育成、学 習施設の充実、多彩なプログラ	中央公民館運営事業
			ムの整備を図り、生涯学習のま ちづくりを推進する。	図書館運営事業
				町民文化祭事業
				いきがい大学実施事業
		スポーツ活動の振興		社会体育活動支援事業
			スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。	総合体育館運営事業
8	スポーツ			町民プール運営事業
				くみやまマラソン大会支援事業
				町民運動会等体育大会事業
			E 中立ルの伊友 (地名してのほ	文化財保護事業
9	文 化	歴史文化の継承と活用	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化に ふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづく	歴史文化推進事業
			りを目指す。	山田家住宅保存事業
1.0			人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民	人権教育推進事業
10	10 人権·平和	] 人権・平和教育の推進	一人ひとりの問題として、人権と 平和を尊重する社会を構築す る。	平和学習推進事業

			学校就学援助事業
			学校保護者負担軽減事業
		未来を担う子どもたちが心身と	放課後児童健全育成事業
11 子育て支援	子育て支援の充実	もに健康に育ち、保護者が安心 して働ける環境や、喜びを感じ、 期待を持って楽しく子育てがで	幼保保護者負担軽減事業
		きるまちを目指す。	幼稚園就園援助事業
			病後児保育事業
			家庭教育推進事業

### 1 計学前数をの本宝

	施 策 名: 1	就 <u>'</u>	学前:	教育の充	実							
1.	施策の基礎情報									担当課	学校	教育課
		j	編	第3編 豊	豊かな心と	たくまし	く生きる	力を育む教	育のまちづくり	l		
	総合計画上の 位 置 付 け		章	第1章 码	を かな学力	」と豊かれ	な心を育	む教育を推	進する			
			節	第1節 京	忧学前教育	<b></b>						
	成果目的	<b>5</b>		幼稚園・保 学前教育の				の強化並びに	こ就学前教育の	充実を図ると	ともに、すべて	の子どもに
	施策の実施期	間		平成 1	18 年度	~	平	成 27 年度	Ę			
	総合計画策定時0	な		なっている	。この「生			変化などにより、 えすることを目標				
	現在までの社会・法制度の変化		巻には	く環境にも景 関する法律	を響を与えて  」の施行に伴  てをめぐる様	いる。国は い、認定、	こおいては こども園制	平成18年に「原 関係では、18年に「原が導入され	形態の多様化な 就学前の子どもに 幼保一体化の推う も・子育て支援法	関する教育、保 進が図られるよう	:育等の総合的になった。また	な提供の推進 、平成24年に
	主な事務事業 取組内容	の	康	・保育所で	幼保一体的	的運営を	実施し、化	呆護者の就労	内運営に取り組み 状態にかかわり 状学前教育を提	らず、同じ地域		
2.	施策の指標								T		ı,	
		施策指標	票名(第	[定式)			単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
								実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
	幼保一体化を実施した		の人数	枚(5月1日玛	見在)		人	142		112	120	120
	幼保一体的運営の対						年齢	5歳児		5歳児	5歳児	5歳児
	幼保一体的運営を実施	施した名	力稚園				箇所	3	3	3	3	3
3.	施策の事務事業費					(千	円)					
	平成 25 年度				290,397	'						
	平成 26 年度	決算額			292,971							
	平成 27 年度	予算額			354,679	)						
4.	施策の評価											
	前年	度(平成	26	年度)評価	В		成されている 成されている		されている。 C: あ が設定できないため-			
	<観点	>										
	成果目的											
	の達成度	3幼稚	園で紅	力保一体的	運営を実施	すすること	により、ネ	音望する5歳り	見の子どもに就会	学前教育の機	会を等しく提供	さできており、

町内3幼稚園で幼保一体的運営を実施することにより、希望する5歳児の子どもに就学前教育の機会を等しく提供できており、成果目的は達成できた。今後は、就学前教育の国の動向や社会情勢を見据えながら、本町の方向性を定めていく。 また、保育所運営については、職員体制の創意工夫により保護者の保育ニーズに応えている。

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 前年度(平成 26 年度)評価 В D: 不十分であり見直しの必要がある。 <観点>

# 事務事業の 構成・内容 の妥当性

保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに教育・保育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指 すため必要な施策である。

	<観点>
今後発生が 予測される 課 題	子どもの将来の人数や老朽化した保育施設のあり方、国が目指す認定こども園への移行、公設民営化など多数の課題がある。
	<b>&lt;観点&gt;</b>
施策の方向性	保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すことから、三校区制を維持するなかで、御牧・東角校区においてもこども園の整備・移行を行う。

外	部評価委員会評	平価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である
	成果目的 の達成度	町内3幼稚園で幼保一体的運営を実施することにより、希望する5歳児の子どもに就学前教育の機会を等しく提供できており、成果目的は達成できている。また、保育所運営についても、環境整備や職員体制の工夫により保護者の保育ニーズに応えられるよう工夫されている。
		前年度評価 『 B 』 は、
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな接続が図られていることから事務事業の構成・ 内容は概ね妥当である。
	その他 意見等	

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

					平成 26 年度		<b></b>	(千円) 花 <b>27</b> 年度
	事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針
1	幼保一体的運営事業	任意自治	政策	幼稚園と保育所の5歳児を合同で教育・保育を行う。	28,568 31,158	31,882	В	保育所・幼稚園のあり方検討委員会の意見のまとめに基づき、 (仮称)さやまこども園施設整備に併せて、幼保一体事業の拡充 を検討する。
2	幼稚園施設整備事業	任意自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新増改築など)	1,709 3,691	979	В	幼児が安全で安心な施設で教育・保育を受けられるよう引き続き計画的に環境整備を行う。
3	保育所施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新増改築など)	0 3,028	28,129	С	安全・安心な保育環境の質的向上を図る。27年度は(仮称)さやまこども園の詳細設計を実施する。
4	幼稚園施設維持管理事業	任意自治	経常	施設の適正な維持管理(修 繕・保守点検など)	10,181 11,349	10,487	В	施設修繕、保守点検及び施設管理、管理備品の購入などを行う。
5	保育所施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修 繕・保守点検など)	18,187 19,635	18,983	В	施設の適正な維持管理を実施する。
6	幼稚園運営事業	任意自治	経常	適正な運営維持(職員などの 配置、備品購入など)	25,721 28,385	29,582	В	適正な職員配置を図り、より効率 的で効果的な運営を図る。
7	保育所運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの 配置、備品購入など)	157,765 161,413	175,671	В	適正な職員配置を図り、より効率 的で効果的な運営を図る。
8	保育所給食運営事業	義務自治	経常	給食運営経費や給食材料費 の支出、献立作成などを行う	50,840 55,802	58,966	В	安心・安全な保育所給食の実施 のために各種給食委員会の開催 や栄養士の栄養指導を行う。
9								
10								
		決算額	•予算額	āt	292,971 314,461	354,679		

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

< 区分1> 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

< 区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

- <取組方針>新: 新規事業
  A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
  B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
  C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
  D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
  E: 統合(今後、他事務事業と統合)
  F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 2 学力の充実・向上

1.	施策の基礎情報				担当課	学校教育課
		編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のま	ちづくり	1	
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する	)		
	在 E 门 77	節	第2節 学校教育			
	中学3年生の希望進路の実現を目指すとともに、自尊心・自律心を持ち、自ら未来を切り開く生徒生きる力の基となる学力や人権感覚、健康と体力を備えた生徒の育成を目指す。					
	施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度			
	総合計画策定時の課題		急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちの乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規算 ど様々な課題が浮上している。			
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であること 「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現する。 から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。 方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正	ため、そ 。また、	その具体的な手 同法の改正に	立てを確立する観点 半い、学校教育法や地
	主な事務事業の 取組内容		小中学校における少人数指導や少人数学級のための常勤講 館図書蔵書数の充実整備、土曜塾の実施、教育活動推進計			司書の配置、学校図書

### 2. 施策の指標

************************************	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28		
施策指標名(算定式)	甲世	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値		
希望進路達成率(高校進学率)	%	99.4	100	100	100	100		
図書標準達成率(小・中学校平均)	%	74	85	79.2	85	90		
土曜塾参加生徒数(延べ人数)	人	253	300	297	300	320		

### 3. 施策の事務事業費

# 10 × 10 × 10	723 -5	***	(十円)
平成	25	年度 決算額	23446
平成	26	年度 決算額	24741
平成	27	年度 予算額	30344

前年度(平成 26 年度)評価

В

### 4. 施策の評価

<観点>			
中学校へ常勤! き、ひいては学 題があるため、	講師を配置する 力向上に結び 平成25年度かり	ことより つくことだ o英検に	ている幼・保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れており、また小・、指導を必要とする児童生徒にきめ細やかな対応ができ、学校全体が落ち着から効果は大きい。 土曜塾の実施については定着しつつあるが、参加人数に課に向けた学習を併せて実施するとともに開催時期をテストや英検実施の近くに。 図書標準については年次計画を基に充実を図っているところである。
前年度(平成 2	26 年度)評価	В	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C・一本エー公でも10目前1 の必要がある。 D・エー公でも10目前1 の必要がある

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 b: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

<観点> 児童生徒の学力向上については、長期的に検証する必要があるが、現在の状況において概ね妥当であると考え

	<観点>
今後発生が 予測される 課 題	平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、今後10年間を通して目指すべき教育の姿が明らかにされ、取り組むべき施策が総合的・計画的に推進されることになった。今後は、学校だけでなく家庭や地域社会の教育力の向上に取り組まなければならない。
	<観点>
施策の方向性	希望進路の実現のためには、児童生徒の基礎学力の向上は急務であり、学力を保障する取組の強化が必要である。また、生徒指導事象が多様化する中、少人数指導を実施することで生徒が落ち着き、ひいては学力向上に結びつくことから指導支援は今後も必要と考える。

外	部評価委員会詞	平価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します
		前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
		幼・保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れており、また、小・中学校へ常勤講師を配置することにより、 児童生徒にきめ細やかな対応ができ、学校全体が落ち着き、ひいては学力向上に結びつくことから効果は大きい。 土曜塾については、参加人数に課題があるため、工夫を凝らすなど改善を図っている。図書標準については年次 計画を基に充実を図っている。
		前年度評価 『 B 』 は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	児童生徒の学力向上については、長期的に検証する必要があるが、現在実施されている事業は概ね妥当である。
	その他意見等	英検の結果を成績に反映させることにより、受検者の動機付けにもつながるのではないか。 企業では工場見学で、ものづくりに興味を持ってもらうプログラムを実施している。本町の特性を活かし、小学生には 工場見学や自然観察などのフィールドワークもよい学習となる。

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

		7. To z 116 C 100 T					平成 27 年度		
	事務事業名			決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針		
1	学び推進事業	任意自治	政策	中学生の自主的な学習支援と基礎学力向上のため、主に国語・数学・英語の3教科のアシスタントティゲャーを配置し、中間・期末テストや英検の実施時近くに絞って「土曜塾」を実施する。	217 2955	202	В	生徒のニーズに合ったものに するため事業内容について 検証しながら継続実施する。 平成27年度は中間・期末デストの実施日近くに絞って開催 する。	
2	久御山学園推進事 業	任意自治		幼児児童生徒の生きる力の育成、 幼保小中一貫の視点に立つ学力充 実を目指し、特色のある本町カリ キュラムの研究・検証を行う。	1000 1814	1 1000	В	後期5年次計画の町指定校 事業を実施する。	
3	学力向上対策事業	任意自治		児童生徒の学力充実・向上のため、クラスを少人数に分けて指導を行う。また、学力診断テスト等を実施する。	18585 19325	23068	Α	講師の配置や学力診断テストの実施に加え、英検の検定料の半額補助を実施する。	
4	学力向上対策事業 (小学校の専科教 員の配置)	任意自治		小学校へ理科の専科教員を配置 し、理科への興味関心を高め、もの づくりのまちにふさわしい人材の育 成を図る。		0	新	専科教員の配置について、 調査・研究を行う。	
5	学校図書館事業	任意自治	経常	図書館司書が、児童生徒への 読み聞かせなど司書教諭の支 援を行うとともに、学校図書館の 蔵書整備を行う。	4939 5753	// // // // // // // // // // // // //	В	図書館充実のため2校に1名 の司書を配置する。	
6									
7									
		決算額	•予算額	āt	24741 29847	30344			

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託・法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することされる事務) 義務自治・義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治・任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

< 区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

### <取組方針>

- (取組方針)
   新: 新規事業
   A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
   B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
   C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
   D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
   E: 統合(今後、他事務事業と統合)
   F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 3 教育内容の充実

1.	施策の基礎情報			担当課	学校教育課
		編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづく	·J	
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する		
	在色11.17	節	第2節 学校教育		
	成果目的		国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人で力を育てる。		
	施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
	総合計画策定時の課題		急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについの乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識 ど様々な課題が浮上している。		
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから 「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、 方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、	その具体的な手 同法の改正に	立てを確立する観点 半い、学校教育法や地
	主な事務事業の 取組内容		学校のICT環境の充実、外国語指導助手の配置、特別支援教	育補助員の配置	1、教育相談など

### 2. 施策の指標

池米等						
施策指標名(算定式)	<b>₩</b> / <del>+</del>	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
他來拍標在(昇疋式)	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
教育相談件数	件	619	600	507	600	600
府学カテスト(中1)の質問紙で「外国語活動の勉強が好きだった」の問いに肯定的な回答をした生徒の割合(府を100とした場合の割合)	%	68.6	100.0	72.2	100.0	100.0
特別支援教育補助員の配置	名	7	7	7	7	7

### 3. 施策の事務事業費

2026-1-123	- >1.50	. (十円)
平成 25	年度 決算額	39,938
平成 26	年度 決算額	43,017
平成 27	年度 予算額	54,153

前年度(平成 26 年度)評価

В

### 4. 施策の評価

	◇観点 >		
成果目的			
			いては他市町と比較しても充実している。特別支援教育についても支援を要す に送れるよう丁寧な支援を行っているところであり、いずれの事業も概ね達成さ
	前年度(平成 26 年度)評価	В	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

<観点>

支援を要する児童生徒に対する補助員の配置や教育相談室の開設など、すべての事業において概ね妥当であると考える。

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

### 5. 施策の今後の方向性

### 

外i	部評価委員会認	平価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である
	成果目的 の達成度	国際理解教育や教育相談事業については、他市町と比較しても充実している。特別支援教育についても支援を要する児童生徒に対し、学校生活を円滑に送れるよう丁寧な支援を行っている。
		前年度評価 『 B 』は、
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	支援を必要とする児童生徒に対する補助員の配置や教育相談室の開設など全ての事業において概ね妥当である。
	その他	今後、外国籍の生徒増加が見込まれることから、支援策の検討も必要である。

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

עש	来で特点する <del>す</del> の事業の収配が到す (千円)										
		<b>市双市业力</b>	区公1 区公2 重改重業の拠価			平成 26 年度		平成 27 年度			
<b>学</b> 物学未有		務事業名 区分1 区分2 事務事業の概要		決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針				
	1	国際理解教育推進 事業	任意自治	政策	外国人指導助手による英語指導 を取り入れた学習機会を提供し、国 際理解教育を推進する。 また、WHS交流事業を通して、異 文化に触れる機会を提供する。	17,447 19,001	21,367	В	小・中学校に各1名のALTを雇用し、引き続き外国語指導に取り組む。		
	2	学校情報教育環境 整備事業	任意自治	政策	小・中学校の情報教育の推進や校 務の迅速化を図るため、コンピュー タ教室の機器整備や職員用PCを 配備する。	9,147 10,997	14,594	В	小・中学校に設置するパソコン、校 内LAN等の保守を行い、ICT環境を 整える。H28小学校パソコン等更新 の準備を行う。		
	3	特別支援教育推進 事業	任意自治	政策	普通学級に在籍するが、特別に支援を要する児童生徒に対し、補助員を配置する。	8,362 9,292	9,468	В	各校の実態を踏まえ、補助員を 適正に配置する。		
	4	教育相談事業	任意自治	経常	中学校及びゆうホールに教育相談 員を配置し、教育相談等を行う。	8,061 14,015	8,724	В	中学校とゆうホールが相談場所として定着しており、需要も多く今後も継続する。		
	⑤										
	6										
	7										
	8										
	9										
		決算額·予算額 計 43,017 53,305 54,153									

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

(区分1)
 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治:義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治:任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

< 区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

### <取組方針>

- 取組方針>
   新: 新規事業
   A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
   B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
   C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
   D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
   E: 統合(今後、他事務事業と統合)
   F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 4 教育施設・環境の整備

める必要がある。

<観点>

施策の方向性

1.	施策の基礎情報									担当課	学校	教育課
		希	編 第	3編 🖁	豊かな心	とたくま	しく生きる	る力を育む教育	育のまちづくり			
	総合計画上の 位置付け	1	章 第	1章 7	確かな学	力と豊	かな心を	育む教育を推	進する			
	四 值 17 17	節 第	2節 -	学校教育	Ī							
	成果目	的						を推進するため 『保するため、ダ				
	施策の実施其	期間		平成	18 年度	,	<b>-</b> :	平成 27 年度				
	総合計画策定時	の課題	住民にお	の避難	場所とし 童生徒・	ての役	割も果た	半を過ごす学 すことから、安 になる事件が	全性の確保に	は重要である。	また、こんに	ち校内外
	現在までの社会・法制度の変		定め	るととも	に、効率	的な施	設整備に	耐震化を進め 資するよう、平 事業に対する則	☑成18年には	安全・安心な	学校づくり交	
	主な事務事業 取組内容							整備、児童生徒の 負担金・補助金の				ル員の配置、
2.	施策の指標							1	1		ı	
		施策指標	■名(算定	式)			単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
				/				実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
	耐震化率(小中学	校)					%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.
	理科備品達成率(/	小学校)					%	93.7	100.0	95.6	100.0	100.
	理科備品達成率(「	中学校)					%	46.7	49.0	50.1	54.6	60.
3.	施策の事務事業費	ŧ					(千円)					
	平成 25 年度	決算額			332.9	66	(111)					
	平成 26 年度	決算額			96.00	)5						
	平成 27 年度	予質額			133.6							
1	施策の評価	, 1 9F ux			100,0							
٠.		左连/亚武	00 /=	<b>☆</b> \=\/ <b>=</b>	В	A:	達成されてい	る。 B: 概ね達成	されている。 <b>C</b> : む	bまり達成されてい <i>な</i>	:v `。	
		年度(平成	. 26 年	度)評価	В	D:	達成されてい	ない。 *: 指標が	設定できないためー	-概に評価できない	>	
	<観り	息 >										
								≠力向上のた∂ 達成されてい		斗備品の整備	については	計画的に
	前生	年度(平成	26 年	度)評価	В		妥当である。 一部不十分~	B: 概ね妥当であ であり見直しの必要か		であり見直しの必要	<b></b> がある。	
	<観;	点>										
	事務事業の 構成・内容 の妥当性 える		の安全研	生保や質	質の高い	教育を	行う環境を	と整えるために	はこれらの事	業は必要であ	bり、概ね妥 i	当であると
5.	施策の今後の方向	1性										
-	and the second of the second o	<観点>										
	今後発生が 予測される 課 題	学校加画的な	整備を	図る必要	更がある。	。また、	久御山町	が進んでいるが の中学生にふ		の事業化につ	ついては、大	きな費用を

平成25年度に耐震補強が完了したため、今後は施設の適正な維持管理を行い、児童生徒・教職員等の安全確保に努める。また、学校施設は災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、老朽化した箇所等については優先順位の高いものから改修及び長寿命化を図る。また、教材備品(理科備品)については、整備率100%を目指し、整備を図っていきたい。

外	<b>外部評価委員会評価結果</b> ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します							
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である						
	成果目的 の達成度	学校施設整備や施設維持のために必要な委託、学力向上のための教材備品等は計画的に整備できている。その他の事業についても当初の目的どおり概ね達成されている。						
		前年度評価 『 B 』は、						
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	児童生徒の安全確保や質の高い教育を行う環境整備は重要であり、事務事業の構成・内容は概ね妥当である。						
	その他 意見等	芝生は子どもらがのびのびできる環境の形成に役立つと考えられるため、拡充を望む。						

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(千四)

	(手用)										
		******************	区分1 区分2 事務事業の概要		************	平成 26 年度		<b></b>	<sup>2</sup> 成 <b>27</b> 年度		
		事務事業名			決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針			
1	O	学校施設維持管理 事業	任意自治	経常	学校施設の快適で安全な教育環境を保持するため、施設の適正な維持管理を行う。	63,636 66,374	61,238	В	学校施設の維持管理を計画 的に実施するが、光熱水費の 節約を徹底する。		
2	2)	学校施設整備事業	任意自治	政策	小・中学校施設の改修等を行い、 教育環境の整備・充実に努める。	1,102 2,862	38,710	Α	災害時の一時的な電力確保 のため、中学校に蓄電池の 設置工事を行う。		
3	(8)	教材整備事業	任意自治	政策	教材備品や理科備品の充実を図 る。	5,669 6,779	6,103	В	小・中学校において計画的な 整備を行う。		
4	(I	交通指導員・パト ロール員配置事業	任意自治	政策	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員・安全パトロール員を配置する。	6,287 8,617	6,463	В	安全パトロール員と見守り隊・ PTAらとの協力体制を確立 する。		
(5	Ô	学校運営補助事業	任意自治	経常	教育の充実を図るため、各種研究 会等に対し補助する。	938 2,048	867	В	運営に必要な負担金等であり、今後も補助をする。		
@	(3)	学校運営補助事業 (芝生化)	任意自治	経常	教育施設である運動場の芝生化 整備を行う団体に対し補助する。	665 1,035	706	В	整備・維持管理に要する経費 を補助する。		
7	0	学校運営補助事業 (中学校給食等の 導入)	任意自治	政策	中学校給食等検討委員会を立ち上げ、久御山町の中学生にふさわしい給食等のあり方について議論、提言を行う。	99 1,949	0	F	H26に検討委員会から教育 長あてに提出いただき、導入 事業としては終了。		
(8	3)	学校給食運営事業	任意自治		学校給食の適正な運営を維持・継続するため、給食調理員を配置し、施設改修や設備の保守点検及び修理、備品等の購入を行う。	17,609 19,681	19,608	В	学校給食の適正な運営を維持するとともに、給食施設や 備品の計画的更新を行う。		
(9)	9)	中学校給食実施事 業	任意自治	政策	検計委員会の提言を尊重する中で、久御山町の中学生にふさわしい 給食事業を実施する。		0	新	検討委員会による提言を尊 重する中で、事業化案を検討 し、町としての方針を決定す る。		
			決算額	[•予算額	計	96,005 109,345	133,695		1		

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

〈区分1〉 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

- 〈取組方針〉 新: 新規事業 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大) B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施) C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持) D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小) E: 統合(今後、他事務事業と統合) F: 終了・休止・廃止

### 5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進 施 策 名:

1.	施策の基礎情報											担当	課	学校教育課
		編	第3編	豊か	な心と	たくましく	生き	る力を	₽育ŧ	ン教育	のまちづく	Ŋ		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章	確か	な学力	」と豊かな	ぶ心を	育む	教育	を推進	する			
		節	第2節	学杉	效育									
	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。													
	施策の実施期間		平成	18	年度	~		平成	27	年度				
	総合計画策定時の課題			学習	意欲の	低下、不								え、基本的な生活習慣 ・年犯罪の低年齢化な
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		たちの教育	育環場	竟や育り	ちについ	ても景	影響を	及ぼ	じてい		どもたちの	の社会	会情勢の変化が子ども 規範意識を学校のみ
	主な事務事業の 取組内容		中学校部	『活動	動支援事	事業、学村	交運営	営協議	会の	)運営	補助			

### 2. 施策の指標

施策指標名(算定式)	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
加東拍標石(昇疋式 <i>)</i> 		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
部活動支援率	%	41.6	41.6	66.6	50.0	58.0
学校運営協議会の設置校		4	4	4	4	4

### 3. 施策の事務事業費

施策の事務事業費 <sub>(千)</sub>						
平成	25	年度 決算額	848			
平成	26	年度 決算額	949			
平成	27	年度 予算額	948			

В

前年度(平成 26 年度)評価

### 4. 施策の評価

	See III S
ti	
ŧ	学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという気運は高まってきているため、成果目的は概ね達成され
_	1 ナル、豕煙、心火が、 性になって」こむにひとりてのとり入場には向よってさているにの、肌木目的は肌は見尽の化

### 成果目的 の達成度

ている。

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 前年度(平成 26 年度)評価 В D: 不十分であり見直しの必要がある。 <観点>

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

中学校の部活動支援事業については、社会人等に協力いただくことで12部中8部に対し部活動の活性化を図るこ とができたため、成果はあると考える。また、学校運営協議会設置により、一層地域住民の教育現場への参画が期待 できるなど妥当であると考える。

5.	施策の今後の方向	性
	今後発生が 予測される 課 題	<観点>     学校運営協議会の運営経費が町単費となるため、経費の使途の検証が必要である。 また、2020年東京オリンピックに向け、素質のある選手の発掘・育成など、一層スポーツに脚光が当たることとなるが、生徒数の減少により配属される教職員の数が減っており、顧問の確保の問題から、現在の部の数でも運営が難しくなっている。外部コーチ等の活用が今後さらに求められることになる。
	施策の方向性	<観点> 中学校の部活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことで部活動の活性化を図ることができるため、今後も引き続き実施したい。学校運営協議会設置により、一層地域住民の参画が期待できるため、今後も運営に係る経費補助については継続する。

外	部評価委員会評	「個結果
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である
	成果目的 の達成度	学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという気運は高まってきている。
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	中学校部活動支援事業については、部活動の活性化を図るためにも有効な事業である。また、学校運営協議会の設置により一層の地域住民の教育現場への参画が期待できるなど事務事業の構成・内容は概ね妥当である。
	意見等	部活動を支援する人材の探し方に工夫を図られたい。 施策の指標で学校運営協議会の設置校に変化がないので、指標の設定内容を再考されたい。 開かれた学校づくりの実現を期す一方で、安全面から学校の閉鎖的環境の形成に努めるという矛盾した現象は検 討課題とされたい。

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

出来で	<b>博成りる手術手未</b> り	ノ4×ボロノリ	到五					(千円)	
		区分1			平成 26 年度		平成 27 年度		
	事務事業名		区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針	
1	部活動支援事業	任意自治	政策	中学校の部活動を支援するため、 社会人等の指導者に協力をいただ く。	229 303	228	В	支援員の確保により事業の充 実を図る。	
2	学校運営協議会事 業	任意自治	政策	幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する人を委員として 委嘱し、学校の教育目標や経営方針、教育課程の編成に関する基本 方針について参画いただく。	720 1,460	720	В	学校運営協議会の運営に係る経費を補助する。	
3									
4									
\$									
6									
7									
8									
	決算額・予算額 計				949 1,763	948			

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

〈区分1〉 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

< 区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

- <取組方針> 新: 新規事業 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大) B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施) C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持) D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小) E: 統合(今後、他事務事業と統合) F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 6 青少年の健全育成

1.	施策の基礎情報				担当課	社会教育課
		編	第3編	豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくし	j	
	総合計画上の 位置付け 節		第2章	青少年を健やかに育て、守るための環境をつくる		
				青少年育成		
	成果目的			☆に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動 ■の育成に努める。	かに積極的に参	加し、主体的に行動で
	施策の実施期間		平成	18 年度 ~ 平成 27 年度		
	総合計画策定時の課題		低年齢化	きの著しい変化など、青少年を取り巻く環境は厳しいりなどが大きな社会問題となっており、心豊かで健康な青 条機関が連携することが大切である。		
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		平成14 <sup>2</sup> 会環境の	F度からゆとり教育の一環として学校週5日制が実施さ 悪化。	れた。24時間常	営業店舗の増加など社
	主な事務事業の 取組内容		青少年的	#全育成協議会補助事業、町PTA連絡協議会補助事	耳業、子ども居場	易所づくり事業

### 2. 施策の指標

施策指標名(算定式)		H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
青少協宿泊体験活動参加者	人	51	50	44	50	50
子ども居場所づくり事業開催地域	地域	2	3	2	4	4
子ども広場参加者	人	180	250	250	250	250

### 3. 施策の事務事業費

ロボッナ	727 7	· * * *	(千円)
平成	25	年度 決算額	1,554
平成	26	年度 決算額	1,566
平成	27	年度 予算額	2.107

前年度(平成 26 年度)評価

### 4. 施策の評価

	<観点>
成果目的の達成度	青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成を目的に、地域住民や学校などと連携を図りながら活動をしており、行政を 十分補完していると思われるため成果目的は達している。

A: 達成されている。 D: 達成されていない。

В

達成度

子ども居場所づくり事業は、地域社会の中で子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動の場として「まなび塾」が町内2地域で実施されている。地域総がかりで子育てを支援されており、2地域については、成果目的の達成度は高い。

B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

D: 不十分であり見直しの必要がある

前年度(平成 **26** 年度)評価 **B** A: 妥当 C: 一部

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある

<観点>

きたい。

事務事業の 構成・内容 の妥当性

青少年の健全育成等を図るため活動している団体への補助や事業を計上しており、構成内容としては、妥当と考えるが、子ども居場所づくり事業は、町内2地域だけでの実施にとどまっており、今後も他地域への啓発を図り、実施地域の増を図る必要がある。

		<観点>
	今後発生が	
	予測される	地域のつながりも薄れてきている中、青少年を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、今後も非行や凶悪犯罪の増加や低年齢化などが進むと思われる。
-		<観点>
	施策の方向性	地域社会のつながりの希薄化や青少年を取り巻く社会環境が悪化する中、宿泊体験・子ども広場・町内パトロールなどの協議会活動を通じて、青少年の健全育成に努める。
	100K 000 11 1 1 1	ロールなどの協議芸活動を通じて、青ダキの健主育成に劣める。 また、子どもの居場所づくり事業を通して、地域に根ざした文化や祭事などを活用し、青少年の遊び・交流・学

外部評価委	ト部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します													
		前年原	き評価 『	В	』は、	(	•	) 妥当である	;					
						(		) 妥当ではな	iv ⇒	前年	度評価『	』が妥当	首である	
成果目	目的	青少年的	建全育成	は協議	会や子	とども居	場別	「づくり事業	等、地域社会	会の中で子	とどもたちが	心豊かで例	まやかに育~	つ環境づ
の達成	戊度													
		前年原	き評価 『	В	』は、	(	•	) 妥当である	5					
						(		) 妥当ではな	il ⇒	前年	度評価 『	』が妥当	当である	
事務事				_				助する青少年	建全育成	協議会等に	は行政を補充	定するもので	であり、その	活動の
事務事 構成・F の妥当	内容			_					建全育成	協議会等に	は行政を補充	定するもので	であり、その	活動の
構成• [	内容			_				助する青少年	建全育成	協議会等に	は行政を補充	定するもので	であり、その	活動の
構成• [	内容			_				助する青少年	建全育成	協議会等に	は行政を補充	定するもので	であり、その	活動の
構成・F	为容 á性	<ul><li>意義は大</li><li>子どもの</li></ul>	きいもの	があっづくり	る。地域事業な	送にお	らっりて	助する青少年 ・子育てを支 も、引き続き	=健全育成 援するこれ	協議会等にら事業の権	は行政を補意	完するもので 概ね妥当で	であり、その である。	
構成• [	内容	意義は大	きいもの	があっづくり	る。地域事業な	送にお	らっりて	助する青少年 ・子育てを支 も、引き続き	=健全育成 援するこれ	協議会等にら事業の権	は行政を補意	完するもので 概ね妥当で	であり、その である。	

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(壬四)

	**************************************				平成 26 年度		平	平成 <b>27</b> 年度		
	事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針		
	社会教育団体(青 少年育成等)補助 事業	任意自治	経常	社会教育団体の組織運営に 対し、経費の一部を補助す る。青少年健全育成協議会 運営費補助。町PTA連絡協 議会補助。	1,280 4,830	1,480	В	今後も各種団体の活動を支援する		
2	子ども居場所づくり 事業	任意自治	政策	放課後や土日等に公民館等を子どもの安全な活動の場の 拠点とし、「まなび塾」を開催する。	286 1,351	627	4	実施箇所(地域)の拡大		
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
		〔∙予算額	āt	1,566 6,181	2,107					

### (注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

< 区分1> 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

- <取組方針> 新: 新規事業 A: 拡充(子算や人員等を拡充し、事業を拡大) B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施) C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持) D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小) E: 統合(今後、他事務事業と統合) F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 7 生涯学習の推進

4	<b>大体の甘珠枝和</b>			10 W 500	11 A #L <del>**</del> ===
١.	施策の基礎情報			担当課	社会教育課
		編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する		
		節	第1節 社会教育		
	成果目的		「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の充実施設の充実、多彩な学習プログラムの整備を図り、生涯学習の記		
	施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
	総合計画策定時の課題		人同士が社会において共生、共存する心を養うことやゆとりと生ますます高まる住民の学習意欲にこたえるため、推進・連携体制施設の充実、学習成果を発表できる機会の確保と充実などが求	川の整備、人材の	
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		昭和50年中央公民館開館。平成11年ふれあい交流館「ゆうえ 久御山町文化スポーツ事業団が設立され、文化スポーツ施設の 平成18年度より指定管理者制度で実施。平成16年「生涯学習打 2次生涯学習推進計画」を策定する。	管理と生涯学習	習事業の実施を委託。
	主な事務事業の 取組内容		ふれあい交流館運営、中央公民館運営、図書館運営、成人式	、町民文化祭、	いきがい大学

### 2. 施策の指標

施策指標名(算定式)	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
他來拍悰在(异疋式)		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
成人式参加者数	人	114	120	123	120	120
町民文化祭来場者数	人	4,500	5,000	4,300	5,000	5,000
いきがい大学参加者数	人	2,478	3,000	2,363	3,000	2,400

### 3. 施策の事務事業費

		11104	(干円)			
平成	25	年度 決算額	87,942			
平成	26	年度 決算額	88,187			
平成	27	年度 予算額	90,507			

### 4. 施策の評価

Щ						
	前年度(平成	26	年度)評価	В	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。	

### 成果目的 の達成度

<観点>

<観点>

生涯学習の日々の成果の発表の場として毎年「町民文化祭」などを開催することで、活動支援をしている。 指定管理者により生涯学習の場を提供して、年間を通じて多種多様な事業をゆうホール等で実施している。また、生 涯学習施設の適正な管理運営が行なわれており、成果目的はおおむね達成されている。

前年度(平成 **26** 年度)評価 **B** A: 妥当である。 C: 一部不十

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。

: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

裏面の7事業は、生涯学習を推進するための、住民のニーズに応えた教室・講座の開設、日々の学習成果の発表の場を提供し、好評を得ており、おおむね妥当な構成と考えている。

課題 していかに支援していくかが問われる。  < 戦点>	·	
本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していくかが問われる。    本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していくかが問われる。    本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していかに支援しているが問われる。    本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していかに支援していかに対していかに対していかに支援していかに支援していかに支援していかに支援していかに支援している。   本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していかに支援しているが問われる。    本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していかに支援しているが問われる。		<観点>
施策の方向性 人々がさまざまな学習や経験を通じて知識や技能を磨くことで、生きる力やゆとりある人生をおくることができる。 考える。そのためにも、住民誰もが参加できる学習の機会を充実する必要がある。また、学習活動の提供の場と	予測される	本町においても高齢化が進み、長寿社会の今日、住民の方々の心の充足や自己実現の可能性を生涯学習としていかに支援していくかが問われる。
	施策の方向性	人々がさまざまな学習や経験を通じて知識や技能を磨くことで、生きる力やゆとりある人生をおくることができると 考える。そのためにも、住民誰もが参加できる学習の機会を充実する必要がある。また、学習活動の提供の場と

外	小部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します									
		前年度評価 『 <b>B</b> 』は、 ( ● ) 妥当である								
		) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である								
	成果目的 の達成度	生涯学習活動支援など住民のニーズに応えた生涯学習環境の充実に努めている。								
	0)连队及									
		前年度評価 『 <b>B</b> 』は、 ( ● ) 妥当である								
	東政市業の	) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 』 が妥当である								
	事務事業の 構成・内容	いきがい大学においては住民のニーズに応えた講座で大変好評である。また、生涯学習の発表の場として町民文化のよれるように表現して、東京東西の構造、中では関わる光光でする。								
	の妥当性	祭も多くの来場者があり、事務事業の構成・内容は概ね妥当である。								
		いきがい大学のテーマについて、町の農業など町独自のテーマや世界的な問題であるシリアの難民問題などシリア								
		スなものも取り入れてみてはどうか。 図書館運営について、活字離れが進んでいる。子どもの頃から図書にふれあう機会を持つべき。インターネットでな								
	무 분 폭	んでも調べられ「物知り」にはなるが、本を読む、活字を読むことにより知識となる。「情報」と「知識」の違いを理解する								
		必要がある。								

も策を	策を構成する事務事業の取組方針等								
	<b>東双市业</b> 4		- 0 -		平成 26 年度		म	<sup>正</sup> 成 <b>27</b> 年度	
	事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針	
1	ふれあい交流館運 営事業	任意自治		適正な施設の管理運営と生 涯学習事業の実施。	25,432 25,645	22,395	В	事業の一層の充実と指定 管理による管理運営。改修 等による施設の整備	
2	生涯学習推進事業	任意自治	経常	第2次生涯学習推進計画の 策定。	481 2,611	0	В	計画書の作成。計画の進 捗管理	
3	成人式実施事業	任意自治	/ET: [1]	20歳の門出を祝い、記念するため成人の日に式典等を行なう。	496 2,200	552	В	広報等による周知の徹底と 新成人による実行委員会 の自主的な企画・運営	
4	中央公民館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生 涯学習事業の実施。	28,861 29,074	29,931	В	事業の一層の充実と指定 管理による管理運営	
(5)	図書館運営事業	任意自治	経常	図書資料の計画的な購入を 行ない、蔵書の充実及び利 用の促進を図る。	27,619 41,819	30,697	В	蔵書の充実を図り、住民の 文化・教養を高める。図書 管理システムの更新	
6	町民文化祭事業	任意自治		住民手作りの作品展示、諸芸能 の発表により、住民相互の親睦 を深め、文化の向上を図る。	3,011 5,496	3,576	В	公民館・文化祭40周年記 念事業の実施。運営方法 等検討の余地あり	
7	いきがい大学実施 事業	任意自治	政策	生涯学習の機会の提供を行なうため開催する。	2,287 3,900	3,356	В	住民に運営に携わってもらい、自主的な運営が行われるよう見直しの余地あり	
8									
	,	決算額	[∙予算額	āt	88,187 110,745	90,507			

### (注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分2> 政策、政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアビール度が高い事務事業) 経常:経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

《取組方針》
新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

### <u> 施 策 名:</u> 8 スポーツ活動の振興

1.	施策の基礎情報								担当課	社会教育課
		編	第4編	お互いを	尊重し、豊富	かな文化あん	ふれる風	土づくり		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章	世代を超	えて参加で	きる生涯学	習を推進	する		
		節	第2節	スポーツ						
	成果目的		スポーツ スポーツの			广、関係団体	等の育成	など、子ど	もから高齢者ま	で気軽に楽しめる生涯
	施策の実施期間	平成	18 年度	~	平成 2	7 年度				
	スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズが高まるなかで、各種大会や教室を開催するが <b>総合計画策定時の課題</b>						-ツに参加できる機会			
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		昭和614	手町民プ <sup>、</sup>	ール、平成4	1年総合体育	育館を開館	官。昭和63	年9月に町体育	協会を設立。
	主な事務事業の 取組内容					指導者バン ・町民プール		業、くみや	まマラソン大会う	支援事業、町民運動会

### 2. 施策の指標

₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28			
施策指標名(算定式)	単位		計画値	実績値	計画値	計画値			
指導者バンク派遣事業参加者	人	701	800	915	800	800			
町民運動会自治会参加数	数	23	30	23	30	30			
くみやまマラソン申込者数	人	2,202	2,000	2,392	2,000	2,000			

### 3. 施策の事務事業費

100/400									
平成	25	年度 決算額	43,421						
平成	26	年度 決算額	50,497						
平成	27	年度 予算額	44,416						

前年度(平成 26 年度)評価

### 4. 施策の評価

	<観点>							
	年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる事業を実施している。平成24年度から、「スポーツフェスティバル」を「スポーツに親しむ日」に変更し、参加者数が約130人と大幅に増、H25年度は約100人とやや減少したが、多くの参加を得ている。事業内容によっては参加人数のばらつきがあるものの、住民の交流・親睦が図られる場の提供ができていると考えられるため、成果目的をおおむね達成できている。							
	前年度(平成 26	年度)評価	В	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>							

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

生涯学習の中のスポーツ関係の事業をまとめており、事務事業の構成としては、妥当と考える。

В

J.	旭泉の7後の万円	IT.
		<b>&lt;観点&gt;</b>
	今後発生が 予測される 課 題	長寿社会となり、元気に暮らすためには日々の健康づくりが大切となる。そのためにも、ニュースポーツをはじめスポーツの振興・推進が重要となる。 また、「くみやまマラソン」は、町外から多数参加され、好評を得ているので、受入体制や町のPRなどの方策について、町一丸となって対応していく必要がある。
		<観点>
		誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めるため、住民が主体となった地域スポーツの指導者
		能もかえ軽にスポーク活動に多加できる原境・プスリを進めるにあり、住民が主体となった地域スポークの指導すやスポーツ団体の育成を図る。 また、地域と学校が連携した事業展開や大人と子どもの交流の場となるような地域スポーツの振興と健康づくりを自主的に行われるよう住民が主体となったスポーツ活動の促進に努める。

外i	小部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します							
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である						
	成果目的	( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 』が妥当である						
	の達成度	年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努めており、住民の交流・親睦が図られる場の提供ができている。						
		前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である						
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 が妥当である						
		生涯学習のスポーツ関係をまとめられており、事務事業の構成としては概ね妥当である。						
		くみやまマラソンは、町を知ってもらう良い機会であり、運動会事業の取組みは自治会の結束にも寄与している。 企業においてもスポーツ大会は、会社がまとまり一丸となる良い機会であり、町の事業とコラボすれば活性化するの						
		ではないか。						
	その他 意見等							

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名					平成 26 年度		平成 27 年度		
		区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針	
1	社会体育活動支援 事業	任意自治	経常	地域・生涯スポーツの振興を 支援する。体育協会運営費 補助。スポーツ推進委員会の 運営	9,853 14,397	10,486	В	地域・生涯スポーツの振興を支援	
2	総合体育館運営事 業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生 涯学習事業の実施。	33,654 34,080	30,475	В	生涯スポーツの機会の提供と計画的な改修等による 施設の充実	
3	町民プール運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	3,658 4,297	12	В	夏季のレクリエーションの 機会の提供と計画的な改 修等による施設の充実	
4	くみやまマラソン大 会支援事業	任意自治	経常	健康の保持増進を図るととも に、相互の交流を深め、より 充実した大会とするため、実 施委員会に補助する。	1,272 3,757	1,240	В	補助事業の継続とボラン ティアスタッフや協賛企業 の開拓と安全対策	
(5)	町民運動会等体育 大会事業	任意自治	経常	スポーツの振興と交流・親睦の機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施する。 ・町民運動会 ・スポーツレクリエーション祭 ・スポーツに親しむ日 ・小学生ドッジボール大会 ・出前教室	2,060 4,545	2,203	В	広報等による周知の徹底と 体育協会等との連携強化	
6									
7									
8									
		ā <del>1</del>	50,497 61,076	44,416					

### (注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

〈区分1〉 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

< 人件費含む決算額> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

- < 取組方針>
  新: 新規事業
  A: 拡充(子算や人員等を拡充し、事業を拡大)
  B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
  C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
  D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
  E: 統合(今後、他事務事業と統合)
  F: 終了・休止・廃止

### 9 歴史文化の継承と活用 施 策 名:

1.	施策の基礎情報			担当課	社会教育課
	編		第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する		
		節	第3節 文化		
	成果目的		歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化に ど、文化の香り高いまちづくりを目指す。	ふれ合える機会	☆の充実に努めるな
	施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
	総合計画策定時の課題		町文化財保護条例により文化財の指定を行ない地域文化財のと意識やふるさとへの愛着を深めていただくための教室を開催す術文化にふれあえるような文化活動を支援する必要がある。		
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		平成5年「久御山町文化財保護条例」策定。		
	主な事務事業の 取組内容		文化財保護事業·社会教育団体補助事業、郷土学習支援事業室)	業(ふるさと教室	、ジュニアふるさと教

### 2. 施策の指標

施策指標名(算定式)		H 25	H 26	H 26	H 27	H 28		
加來拍捺力(异处式 <i>)</i>	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値		
町指定文化財	件	9	10	9	10	10		
ふるさと教室参加者	人	91	120	98	100	120		
ジュニアふるさと教室参加者	人	27	150	50	125	150		

### 3. 施策の事務事業費

			(十円)
平成	25	年度 決算額	1,944
平成	26	年度 決算額	5,482
平成	27	年度 予算額	39,553

前年度(平成 26 年度)評価

### 4. 施策の評価

		<観点>
	成果目的	
の達成度	ふるさと教室やジュニアふるさと教室は生涯学習推進のひとつの事業として、郷土への関心とふるさとへの愛着を深めていただく事業で、多くの参加者を得ており成果目的はおおむね達成できている。 旧山田家住宅は、H25年8月に町へ寄贈、その保存と活用方法が課題となってくる。	

前年度(平成 26 年度)評価

в

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。

D: 不十分であり見直しの必要がある。

事務事業の 構成·内容 の妥当性

構成する事務事業は、文化財保護、芸術・文化にふれ合える機会の提供、ふるさとへの関心と愛着が持てる事業の開催等を実施しており、おおむね妥当な構成と考えている。

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

### 施策の今後の方向性

	旭米の子後の分同に							
		<観点>						
	今後発生が 予測される 課 題	有形・無形文化財等の発掘と適正保存の指導。 東一口旧山田家住宅の町へ寄贈に伴い、保存修理とその活用方法、多額の財政負担等についてどうするかは、町の文化財保護行政上の大きな課題の一つになっている。						
		<観点>						
	施策の方向性	地域固有の歴史文化を守り育てていくため、それら資源を保存活用するとともに継承するための補修、修理に						
		対する住民への周知、理解を得ることと歴史文化の研究活動等を支援することが重要である。また、旧山田家住宅については、運営方法等も視野に入れた方策を文化財保護関係者等と協議・検討していくことから、文化財の保存と継承に努め、郷土愛を育む学習を推進していく。						

外	外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します							
		前年度評価 『 <b>B</b> 』は、						
	成果目的 の達成度	郷土への関心とふるさとへの愛着を深めるふるさと教室等の事業は好評であり、成果目的は概ね達成できている。						
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( 。 ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である 構成する事務事業は、文化財保護、芸術・文化にふれあえる機会の提供、ふるさとへの関心と愛着が持てる事業等を実施されており、概ね妥当である。						
	その他 意見等	山田家の改修後、講演会の会場にするなど活用方法の検討が必要。 将来的に入場料を徴収するなど工夫を図られたい。						

事務事業名					平成 26 年度	平成 27 年度			
		区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額	予算額 取組方針		
1	文化財保護事業	義務自治	経常	文化財の調査・保護及び活用を行なうことにより、愛護思想の啓発を進める。	192 1,103	300	В	文化財の調査・保護及び 活用	
2	歴史文化推進事業	任意自治	経常	文化財等の保存活動の社会教育団体の組織運営に対し、 経費の一部を補助する。また、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めていくための教室等を開催。 ・ふるさと教室 ・ジュニアふるさと教室 ・郷土史会等補助金	111 1,312	201	В	郷土史会運営補助継続。 教室等の開催	
3	山田家住宅保存事 業	任意自治	政策	江戸時代後期の建築物で、 平成22年4月28日、国登録有 形文化財に登録された山田 家住宅長屋門等は、本町の 歴史を物語る貴重な歴史的 文化遺産であることから、保存 と活用に努め次代へ継承す る。	5,179 5,889	39,052	Α	長屋門および長塀は傷みが激しく老朽化が進み屋 瓦の落下などの恐れがあ ことから、長屋門・長塀の 全対策を第一に保存工事 を行い、その後の活用に いて、検討する。	
4									
5									
	1	決算額	[•予算額	i āt	5,482 8.304	39,553		1	

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

(区分1)
法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

- < 取組方針> 新: 新規事業 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大) B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施) C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持) D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小) E: 統合(今後、他事務事業と統合) F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 10 人権・平和教育の推進

1.	施策の基礎情報			担当課	社会教育課
		編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる		
	成果目的	育、人権教育の	推進など住民一人ひ		
施策の実施期間 平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
	総合計画策定時の課題		あらゆる差別や暴力、虐待の撤廃に対し、住民一人ひとりが正理念の更なる啓発により、平和の尊さの理解を深めていくことが。		を深めることと、平和
	現在までの社会情勢 ・法制度の変化		平成元年「平和都市宣言」及び「人権教育のための国連10年	久御山町行動記	†画」を策定。
	主な事務事業の 取組内容		人権啓発研修会、人権・平和学習ライブラリー事業、平成4年 ポスター募集事業	から平和学習(広	(島派遣)事業、平和

### 2. 施策の指標

₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28
施策指標名(算定式)		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
平和学習事業参加者	人	29	40	38	40	40
平和ポスター応募件数	点	122	150	135	150	160
人権啓発研修会開催回数	口	1	2	1	1	1

### 3. 施策の事務事業費

			(10)
平成	25	年度 決算額	695
平成	26	年度 決算額	842
平成	27	年度 予算額	1,031

前年度(平成 26 年度)評価

В

### 4. 施策の評価

	S. Almorto C. St. 9 Hallow Role C. St. 70-5 Manual Ind. C. St. 9
of the last	
<観点>	

### 成果目的 の達成度

児童・生徒を被爆地広島へ派遣する「平和学習事業」を実施することで平和教育を推進することができた。この学習の成果を終戦記念日に発表し、平和への願いが自分の意見としてしっかりと述べられており、この派遣事業がもたらす効果が非常に大きいものであると考える。

前年度(平成 26 年度)評価 B

A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。

C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない \*・ 指揮が設定できないため一概に延価できない。

### 事務事業の 構成・内容 の妥当性

<観点>

事務事業の構成として、平和理念の啓発や平和教育の推進事業である「小中学生の広島派遣」と人権教育推進事業で構成されており、妥当と考える。

	<観点>
今後発生が	
予測される 課 題	〜イトスピーチや暴力虐待など新たな人権差別の事象の増加と平和の尊さについての認識が薄れて(低下)がみられる。
	<観点>
施策の方向性	人権問題の解決に向け、同和問題をはじめとした各種人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習機会を拡充し、人権意識の高揚を図る。また、人権教育を効果的に推進するため学校及び関係機関と連携した総合的な取り組みの促進に努める。

外	外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します					
		前年度評価 『 <b>B</b> 』は、 ( ● ) 妥当である				
	成果目的	( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である				
	の達成度	広島派遣や平和啓発ポスターの作成等を通じて平和教育の推進が図れている。				
		前年度評価『 B 』は、 ( ● ) 妥当である				
	事務事業の	( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である				
	構成・内容 の妥当性	事務事業の構成・内容については、平和理念の啓発や平和教育の推進事業と人権教育推進事業を実施されてお				
	の女ヨ狂	り、概ね妥当である。				
		企業における研修は、品質や製品管理に関することが主であり、人権に関することでは、パワハラ・セクハラなどのハ				
		ラスメント教育を実施している。人権問題は抽象的に考えるのではなく、学校のいじめや企業・職場におけるパワハラ・ セクハラ、家庭におけるDVや虐待など具体的な事例に則して解決を図る必要がある。				
	その他 意見等	C/ / N/Microsoft Carried Principle Chrone Manager Control Mana				
	72.70 17					

施策を	構成する事務事業の	)取組方	針等					(壬円)	
	<b>東双東Ψ</b> Ω ΕΛ4 ΕΛ				平成 26 年度		平成 27 年度		
	事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針	
1	人権教育推進事業	任意自治	経常	人権問題等の差別意識の払 拭、人権意識の高揚を目指 し、研修会の開催や人権ビデ オを図書館に置き、啓発を図 る。	0 140	0		・人権啓発研修会 ・人権学習ライブラリー事業	
				<ul><li>・人権啓発研修会</li><li>・人権学習ライブラリー事業</li></ul>					
2	平和学習推進事業	任意自治	政策	「平和都市宣言」の理念を尊重し、 小・中学生を被爆地広島へ派遣する。また、平和ビデオを図書館に置き、啓発を図る。	842 2,262	1,031	В	<ul><li>・広島派遣事業</li><li>・平和ポスター募集事業</li><li>・平和学習ライブラリー事業</li></ul>	
				・広島派遣事業 ・平和ポスター募集事業 ・平和学習ライブラリー事業					
3									
4									
(5)									
6									
7									
		āt	842 2,402	1,031					

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

送定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

### <取組方針>

- 取組方針>
   新: 新規事業
   A: 拡充(子算や人員等を拡充し、事業を拡大)
   B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
   C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
   D: 縮小(予算合め、事業内容や規模を縮小)
   E: 統合(今後、他事務事業と統合)
   F: 終了・休止・廃止

### 施策名: 11 子育て支援の充実

1.	施策の基礎情報			担当課	学校教育課·社会教育課
		編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり		
	総合計画上の 位 置 付 け	章	第2章 安心して子どもを生み育てることができるまちをつくる	<u>გ</u>	
		節	第1節 子育て支援		
未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、 成果目的 を持って楽しく子育てできるまちを目指す。					ぎや、喜びを感じ、期待
	施策の実施期間		平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
	総合計画策定時の課題		都市化、核家族化、少子化、情報化の進行といった社会状況の変化る家庭や親の意識、地域社会にも影響を及ぼし、子育てを他者に依る親や家庭の教育力の低下や近隣の連帯感が薄れ、地域の教育力も	存しようとしたり、「	
	現在までの社会情勢・法制度の変化		上記のような状況の中、国においては「エンゼルプラン」・「新エンゼン」の策定など子育てを社会・地域全体で支援していく仕組みづくりを世代育成支援推進法」の制定や「児童福祉法」の改正が行われている。	進めるとともに、	
	主な事務事業の 取組内容		働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、みんが 的には、就労形態に見合った保育サービス(預かり保育、一時保育や 小中学校における費用の補助や生活支援が必要な者に対し学用品を を図っている。	₽仲よし学級など)	の運営を行うとともに、
2.	施策の指標				

SONIA - A SE INC.	STATE OF THE PARTY							
施策指標名(算定式)	単位	H 25	H 26	H 26	H 27	H 28		
他來拍係有(异处式/	甲亚	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値		
預かり保育(幼稚園)利用者数	人	2,687	2,700	2,176	2,200	2,200		
一時保育(保育所)利用者数	人	47	50	52	50	50		
仲よし学級(小学校)通級者数	人	163	254	184	250	254		

### 3. 施策の事務事業費

も策の事務事業費 <sub>(千)</sub>							
平成	25	年度	決算額	77,697			
平成	26	年度	決算額	78,269			
平成	27	年度	予算額	87 750			

前年度(平成 26 年度)評価

### 4. 施策の評価

	<観点>
成果目的 の達成度	就労形態に見合った保育サービスの提供や多様な保育ニーズへの対応、また、放課後児童の居場所の確保などに取り組み、保護者のニーズに応えているところである。
	前年度(平成 26 年度)評価 B A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>

A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 b: 達成されていない。 \*: 指標が設定できないため一概に評価できない。

# 事務事業の 構成・内容 の妥当性

主な事業については、支援体制の充実などにより、保護者から一定理解を得ている。

В

∥ ~ .	ル米の今後の万円は						
		<観点>					
	今後発生が 予測される 課 題	少子化や就労形態の多様化など社会情勢の変化により保育ニーズが多様化している。また、就学援助を受ける準要保護世帯が増加傾向にあり、さらに増えることも懸念されることから、総合的な支援体制が必要となってくる。 放課後児童健全育成事業については、平成27年度から対象が小学6年生までとなり、それに伴い運営方法の見直しが必要となる。					
		<観点>					
		引き続き、働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、後期の次世代育成行動計画策定に伴うニーズ 調査結果などを十分検討し、より良い施策を講じて、住民全体で子育てを支える環境を整えていく。一方、本町財政状況 を勘案し、他市町には類を見ない保護者の負担軽減事業など補助金について、見直しを検討していく。また、放課後児童 健全育成事業の負担金を3年かけ、段階的に引き上げていく。					

外	外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します						
		前年度評価 『 B 』は、 ( ● ) 妥当である ( ) 妥当ではない ⇒ 前年度評価 『 』が妥当である					
	成果目的 の達成度	就労形態に見合った保育サービスの提供や多様な保育ニーズへの対応、また、放課後児童の居場所の確保などに取り組み、保護者のニーズに応えている。					
		前年度評価 『 B 』は、					
	事務事業の 構成・内容 の妥当性	保護者のニーズに応じた保育サービスの提供や保護者負担軽減策など、きめ細かい子育て支援事業が行われており、概ね妥当である。 病後児保育事業については、事業の啓発に努められたい。					
	その他 意見等	修学旅行費等補助金は、保護者に申請してもらうなど補助金の趣旨を理解いただくための工夫を図られたい。					

### 施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)								
事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 26 年度	平成 27 年度		
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額		取組方針
1	学校就学援助事業	義務自治	経常	生活保護基準の1.3倍未満の世帯 に対し、学用品費・校外活動費・学 校給食費等の援助を行う。	22,547 24,397	25,277	В	国庫補助金及び町の要綱により 実施している事業であり、取り組む方針に変更はない。
2	学校保護者負担軽 減事業	任意自治	政策	小・中学校の学校教育における費 用(学級費・修学旅行費・校外活動 費・スポーツ振興センター負担金 等)を学校を通じて補助する。	19,537 21,297	23,129	В	26年度の取組方針に変更はないが、今後、補助金額及び補助方法の見直しを検討する。
3	留守家庭児童育成 事業	義務自治	経常	町立小学校に在籍する児童で、放 課後、家庭で保育に欠ける児童を 対象に仲よし学級を開設する。	35,468 39,444	0	L	制度改正に伴い廃止
3	放課後児童健全育 成事業	義務自治	経常	町立小学校に在籍する児童で、放課後、家庭で保育に欠ける児童を対象に仲よし学級を開設する。	0	38,321	新	指導員体制の見直し、負担金の 見直しを検討する。
4	幼保保護者負担軽 減事業	任意自治	経常	町立保育所・幼稚園に通う児童の共済掛金の全額補助。幼稚園5歳児の給食費に月額360円(年額3,960円(8月なし))の補助を行う。	345 1,085	404	В	共済掛金の補助、給食費補助 は、現状のまま継続する。
(5)	幼稚園就園援助事 業	任意自治	経常	幼稚園在籍児の生活保護世帯に保育料の全額を、住民税が非課税の世帯に保育料の一部を減免する。	56 56	0	F	26年度限りで事業を廃止した。
6	病後児保育事業	任意自治		保育所に通所中の児童が病気の回 復期で集団保育が困難な時、一時 的にその児童を預かる事業をきづ 川病院において実施する。	121 195	356	В	今後の利用動向を見守るととも に、事業の啓発に努める。
7	家庭教育推進事業	任意自治	政策	就学前の子ども、小中学校入学前 の子を持つ親を対象に、子育てを中 心とした家庭と子どものあり方につ いて学ぶ。	195 1,047	263	В	他事業とのコラボ等の検討
8								
		[•予算額	計	78,269 87,521	87,750			

### (注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

〈区分1〉 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務) 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務) 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

< 区分2> 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業) 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

- <取組方針>
  新: 新規事業
  A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
  B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
  C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
  D: 縮か(予算合め、事業内容や規模を縮小)
  E: 統合(今後、他事務事業と統合)
  F: 終了・休止・廃止

### 6 学識経験者の知見の活用(外部評価)

(1) 点検及び評価を行うにあたって、平成27年10月23日、10月30日及び11月 5日に行政評価委員会を開催し、以下の学識経験者の指導及び助言を受けました。

 同志社大学 法学部名誉教授
 西 田 毅

 元久御山町教育委員会 委員
 西 村 裕

 京都機械工具株式会社 人事部部長
 安 藤 基 嗣

(2) 次年度以降に改善すべき課題として、以下の指導及び助言をいただきました。

今回、久御山町教育委員会が作成した教育に関する施策の点検及び評価報告書について、第三者の立場から検討を加えたところ、平成26年度に実施された事業の内容やその取り組みの状況について、学校教育の分野では、幼保一体的運営や、きめ細かい子育て支援事業の実施、「久御山学園」で取り組む幼・保・小・中一貫的教育など町独自の施策を積極的に実施されています。

また、社会教育の分野では、生涯学習活動支援や生涯スポーツの振興に努めていることなど多岐にわたる施策を積極的に実施していると評価いたします。

こうした評価を踏まえて、今後、久御山町におけるより一層の充実した教育施 策の推進のため、次年度以降の取り組みについて、以下のとおり助言いたします。

学校教育については、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、これまで以上の取り組みを期待します。

一方、社会環境の変化により家庭の教育力の低下や近隣の連帯感の希薄化が進んでいる状況のなか、学校・家庭・地域が一層連携し、「地域の子は地域で育てる」組織的な取り組みの推進を図らねばなりません。

また、安心・安全な学校づくりのためには、地域の協力や助け合いなど日常的なコミュニケーションが大切であることから、「地域の絆」の強化を図る必要があります。要するに、連携と絆の強化を眼目に教育施策を推進することが肝要であると思われます。

次に、社会教育については、生涯学習推進計画に基づき、推進体制の充実や指導者の育成、施設の充実、プログラムの整備など生涯学習の推進に努めることが重要です。

また、歴史・文化の保存と継承を図るとともに、郷土への関心やふるさとへの 愛着を深める事業の充実に取り組んでいくことが求められています。

社会教育事業に対しては、適正な利用料の徴収など受益者負担を求めることにより、参加者が意欲と責任を持って生涯学習に参画する意識を持つと考えます。

行政手法については、住民に対する説明責任が重要であることから、施策の点 検及び評価により、事業目的の達成に向けた一層の成果が得られるよう取り組み の検証を行う必要があります。

一方、行財政改革による質の高い行財政運営が求められる中で今日の経済不況 などにより町税の減収や国庫補助金の削減など、財源の確保が非常に厳しくなっ てきています。

このような中、住民ニーズが反映される住民福祉の向上や住民の視点に立った 事業の観点から点検及び評価を行い、必要性や将来を見据えた事業の効果を十分 に考慮し、これからの学校教育・社会教育に活かしていくことにより、質の高い 教育の充実・発展に努めていただきたいと思います。